

エコ・省エネ補助金

環境課

TEL 0299・90・1146

蓄電システムを導入する方に、補助金を交付します。

補助額 Ⅱ 5万円

対象機器 Ⅱ 発電出力10キロワット未満の太陽光発電システムと連系しているもので、次のすべてを満たすシステム

- 電力会社に売電できる
- システムが未使用
- 太陽光パネルの合計出力またはパワーコンディショナーの出力が10キロワット未満

対象者 Ⅱ 次のすべてを満たす方

- 申請年度の3月15日時点で設置場所に住所を有する
- 市税などの滞納がない

「いばらきエコチャレンジ」に登録している

※設備工事着手の2週間前を目安に申請してください



水稲病害虫防除にご理解とご協力を

農林課

TEL 0299・90・11008

水稲には、葉や穂を枯らしたり、食べたりする病害虫がいます。病害虫をそのままにしておくと、米の品質が落ちるだけでなく、収穫ができなくなることもあります。水稲の農薬散布は一般的に7月中旬～8月下旬ごろに実施されます。主食である米を守り、実り豊かな秋を迎えるため、水稲の病害虫防除にご理解とご協力をお願いします。

農業者の皆さんへ

農薬散布などを実施する場合は、散布日時や方法(動力散布機、無人ヘリコプター、ドローンなど)を周辺の居住者へ事前に周知し、安全が確保されるよう配慮しましょう。

農業は、農林水産省で登録されたものを選び、使用基準に基づき適正に散布しましょう。

戦没者遺族の慰霊巡拝

社会福祉課

TEL 0299・90・1138

旧戦地を訪れて慰霊巡拝し、追悼式に参加する政府主催事業です。詳しくはお問い合わせください。

行き先 Ⅱ フィリピン、硫黄島ほか
費用 Ⅱ 海外27万円～47万円(7～11日間)、硫黄島2万円(2日間)

マル福・神福のご案内

国民年金課

TEL 0299・90・1143

ひとり親家庭・重度心身障害者などの方に対して、6月下旬に受給者証を送付します。受給者証の裏面をよく読み、正しくご利用ください。所得の確認ができない方には更新通知を郵送しますので、通知に従って手続きをお願いします。

※マル福：健康保険を使って医療機関などを受診したときに、窓口で支払う医療費を一部助成する県の制度(所得制限あり)

※神福：マル福に該当しない医療費を一部助成する市独自の制度

アプリで不法投棄の通報にご協力を!

固废棄物規制課

TEL 029・301・3035

県では、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメントなどを添付・入力するだけで、簡単に投稿できる不法投棄通報アプリ Pirika (ピリカ) を運用しています。

投稿された情報は、リアルタイムで県に提供されます。アプリを活用し、通報のご協力をお願いします。※詳しくは県ホームページをご覧ください

障害者法定雇用率の引き上げ

茨城労働局

TEL 029・224・6219

7月1日(水)から、民間企業の障害者法定雇用率が2・7パーセントに引き上げられます。制度についてご理解の上、障害者雇用の促進にご協力をお願いします。

障害者雇用について、詳しくは管轄のハローワークにご相談ください。

利根川大橋・黒部川大橋の片側交通規制

水資源機構

利根川河口堰管理所
TEL 0478・86・0477

利根川大橋と黒部川大橋の耐震補強工事をおこないます。

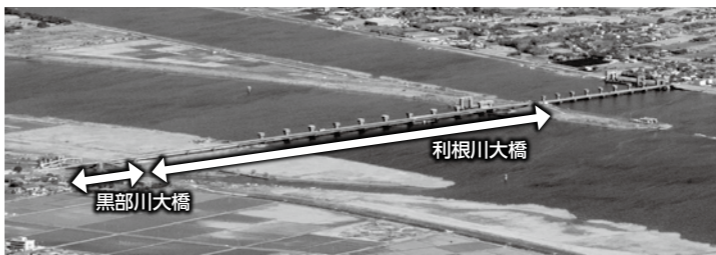
工事中は片側交通規制をおこないます。長期間にわたりご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

規制期間 Ⅱ 6月上旬～2028年5月上旬(予定)

規制時間帯 Ⅱ

午前9時～午後4時

※土・日曜日、
祝日、夏期
休暇、年末
年始を除く



注意! あなたの土地が狙われています!

固废棄物規制課

TEL 029・301・3035

「一時的に資材置場として貸してほしい」 「良い土で土地を埋め立てあげます」 などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」(TEL 0120・536・380)まで通報をお願いします。受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分です。受付時間外は最寄りの警察署までご連絡ください。